

玉城ブランドTaste of Tamaki認定委員会設置要綱

令和3年11月22日

(設置)

第1条 玉城ブランドTaste of Tamaki(玉城町の豊かな自然、伝統等地域の特性をいかした生産物及びその生産者で、玉城町観光協会が認定したものをいう。次条において同じ。)に関する重要な事項を調査審議するため、玉城町観光協会(以下「観光協会」という。)の附属機関として、玉城ブランドTaste of Tamaki認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務事項)

第2条 委員会は、観光協会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 1 玉城ブランドTaste of Tamakiの認定基準に関する事項
- 2 玉城ブランドTaste of Tamakiの認定に関する事項
- 3 前2号に掲げるもののほか、観光協会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他観光協会が必要と認める者のうちから、観光協会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光協会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。